

「県営ほ場整備事業（担い手育成型）事業」に係る

環 境 配 慮 検 討 書  
（中瀬川南地区）

平成 12年 10月

三重県農林水産商工部

1. 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名称	県営ほ場整備事業（担い手育成型） 中瀬川南地区	
(2) 目的	<p>本地区のほ場の現状は、無秩序に存在する水路により農地は不整形かつ狭小である。これに加え、農道の幅員不足による大型機械の進入阻害、水路が狭小かつ用排兼用であり機能障害による用水の不足、乾田化阻害、排水の停滞による環境悪化が生じている。</p> <p>さらに、後継者不足・米の生産調整、兼業化が拍車をかけ、農業離れが進みつつあり、谷地田部分においては、耕作放棄地の増大など将来の地域農業に危機感を感じている状況である。</p> <p>しかし、今回、県営ほ場整備事業（担い手育成型）で事業を実施することにより、地域農業を守り新基本法による食糧自給の増加向上が図れる。</p> <p>本地区が 1ha の大区画ほ場で、担い手が、地域の農業を守る体制を確立することにより、その他地域の生産者へ将来の農業経営のあり方を示す影響は大きく、低コストによる大区画化・地域の核となる担い手作りなどの波及効果は大きいものと考えられる。</p>	
(3) 事業主体	三重県 農林水産商工部 農業基盤整備課	
(4) 計画内容	計画地区の位置・面積等	上野市西明寺・荒木地内 受益面積 A=76.0ha
	建物・施設等の概要 〔用途、規模、面積、配置等〕	特記事項なし
	土地利用計画	<p>現況未整備農地 A = 87.8ha を農地を、大型機械の導入に合わせ、100m × 100m (1ha) 区画及び 100m × 30m (30a) を標準として整地を行う。</p> <p>これに併せて、農道、排水路を設置し、また用水路は、管水路を道路下に設置する。</p> <p>さらに、生活環境整備事業として、集落周辺に集落道路、集落排水路を設置する。</p>
	用水の使用計画	<p>取水源は一級河川服部川の既設上野頭首工から南幹線水路を更新して利用して、地区内は管水路とする。</p>
	エネルギーの使用計画	なし
	雨水の排水計画	<p>地区内の計画排水路を經由し矢谷川へ自然排水を行う。</p>
	汚水の排水計画	なし
	工期	<p>着工の予定時期</p> <p>完工及び供用開始の予定時期</p>
(5) 関連事業計画	なし	
(6) その他	なし	

## 2. 事業計画地及びその周辺の概況

### (1) 環境の現況

気 象	<p>計画地最寄りの上野測候観測所における観測データは、次のとおりである。</p> <p>a. 気 温 : 年平均気温 13.3</p> <p>b. 降 水 量 : 年 平 均 1,525mm</p> <p>c. 最 多 風 向 : 西風</p> <p>d. 風 速 : 最大風速 24.2m/s</p>
水 象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は、次のとおりである。</p> <p>a. 河川分布 : 1級河川淀川水系服部川</p> <p>b. 河川流量 : -</p> <p>c. 河川水位 : -</p>
大気質等	<p>a. 大気質 : 事業による大気質等への影響はないと思われる。</p> <p>b. 騒 音 : 騒音発生源がないことから、静穏な環境にあり、環境基準を満たしていると思われる。</p> <p>c. 振 動 : 振動発生源がないことから、問題がないと思われる。</p>
自然環境	<p>a. 地形地質</p> <p>(a) 地 形: 標高 140m ~ 170m 前後で平坦地である。地形分類図によると砂礫大地(下位)である。</p> <p>(b) 地 質: 地質については、第四期新層からなる、主に未固結堆積物で砂層を主とした地域である。</p> <p>(c) 土地の安定性: 計画地区に地殻変動を起こしている所は見受けられず、また活断層等についても直接見受けられず比較的安定していると思われる。</p> <p>(d) 特筆すべき地形: 計画地及びその周辺に特筆すべき地形はない。</p> <p>b. 植 物</p> <p>(a) 植生の概要: 三重県教育文化研究所発行の「自然のレッドデータブック・三重」によると、計画地内において貴重な植物は見あたらなかった。地域一帯の中でも人為的影響下におかれている代償植生であり、一部雑木林が見受けられるものの、その殆どが水田、畑地の雑草群落で占められている。</p> <p>(b) 貴重な植物個体: 計画地周辺において貴重な植物個体は、文献調査によると分布していないと考えられる。</p> <p>(c) 貴重な植物群落: 計画地周辺において貴重な植物群落は、文献調査によると分布していないと考えられる。</p> <p>c. 動 物</p> <p>(a) 動物層の概要: 三重県教育文化研究所発行の「自然のレッドデータブック・三重」によると、計画地内において貴重な動物は見あたらなかった。しかし、「三重県動植物分布図」によると、動物では、狐が生息しているようである。</p> <p>(b) 貴重な動物 : -</p> <p>d. 自 然 環 境</p> <p>(a) 自然景観の概要: 全体的な景観は、田園や丘陵地を中心とした自然的要素が大きい景観である。</p> <p>(b) 貴重な自然環境: 特別貴重な自然景観はない。</p> <p>e. 史跡・名勝・天然記念物等</p> <p>(a) 史跡・名勝・天然記念物: 計画地及びその近傍には、指定されているものはない。</p> <p>(b) 埋蔵文化財包蔵地: 計画地及びその近傍には、指定されているものはない。</p> <p>f. 野外リクリエーション他: 計画地及びその近傍には、ハイキングコース、登山道、探鳥コース等の野外レクリエーション地はない。</p>

(2) 社会的条件の現況

交通の現況	<p>a. 計画地周辺の主要道路及び公共交通機関は、名阪国道、国道 163 号線、県道伊那具荒木線がある。</p> <p>b. 主要道路の交通状況：          ・名阪国道は名古屋・大阪間を結ぶ主要道路で日交通量は、63,000 台（H9 センサス）程あり、朝夕の時間帯及び道路工事に伴う混雑以外は交通網はスムーズである。          ・国道 163 号線も特に大きな渋滞はないようである。</p>
土地利用の現況	計画地区の現況利用は、殆どが水田で、一部畑がある。
水域利用の現況	一級河川服部川から用水を取水し、農業用水として利用している。
生活関連施設の現況	<p>a. 上下水道の整備状況：上水道は、町内一円は完備されているが、下水道の整備については、農業集落排水事業で整備を進めている。</p> <p>b. 廃棄物処理施設の整備状況：一般廃棄物については、上野市他 4 カ町村の環境衛生組合、建設廃棄物については、町内のリサイクル施設及び処理場で処理している。</p> <p>c. 学校・医療施設等の立地状況：計画地区周辺に上野農業高校がある。</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

自然環境保全地域等の指定状況	<p>自然環境保全地域（地区）、自然公園地域（区域）、鳥獣保護区の指定状況</p> <p>a. 自然環境保全地域（地区）：指定された地域はない。</p> <p>b. 自然公園地域（区域）：指定された地域はない。</p> <p>c. 鳥獣保護区：名阪道より西側で鳥獣保護区となっている。</p>
土地利用の規制現況	<p>都市計画法、農業地域振興法、森林法等の規制状況</p> <p>a. 都市計画法：指定されている地域はない。</p> <p>b. 農業地域振興法：農業振興地域、農用地区域に指定されている。</p> <p>c. 森林法：指定されている地域はない。</p>

### 3. 事業計画地の選定事由

本地区の現状は、矢谷川（一級河川）沿いに展開する平坦地区と谷地田地域である。関係集落周辺の農地は未整備で、農業機械の大型化、営農能力の省略化が図れない状況となっている。

また、道路網については、名阪国道が地区を縦断し京阪市場へのアクセスについては良好であるものの、計画地区のほ場は、無秩序に存在する道水路により農地は不整形かつ狭小である。これに加え、農道の幅員不足による大型機械の進入阻害、水路が狭小かつ用排兼用であり機能障害による用水の不足、乾田化阻害、排水の停滞による環境悪化が生じている。

さらに、後継者不足・米の生産調整、兼業化が拍車をかけ、農業離れが進みつつあり、谷地田部分においては、耕作放棄地の増大など将来の地域農業に危機感を感じている状況である。

しかし、今回、県営ほ場整備事業（担い手育成型）で事業を実施することは、地域農業はもとより、新政策が推進している農業を守ることにもつながる。

地区外の整備済地域についても、地区周辺には平坦地が多く、本地区が 100a の大区画ほ場で生産組織の担い手が、地域の農業を守る体制を確立することにより、地区外生産者への将来の農業のあり方を示す影響は大きく、今後、畦畔除去を中心に低コストによる大区画化・地域の核となる担い手作りなどの波及効果は大きいものと考えられる。

以上のことにより地区選定をした。

#### 4. 事業計画に対する環境配慮の内容

(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

<p style="text-align: center;">環 境 配 慮 事 項</p> <p style="text-align: center;">主 な 環 境 配 慮 の 視 点</p>	<p style="text-align: center;">講 じ よ う と す る 環 境 配 慮 の 内 容 又 は 方 針</p>
<p style="text-align: center;">エネルギーの有効利用に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未利用エネルギーの利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寺山池は地区の上流部で高台に位置し、貯留能力もあることから、これらの自然エネルギーを利用する用水計画とする。</li> <li>・ 工事については、省エネルギー型の工事機械を使用する等、エネルギーの有効利用に努める。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">資源の有効利用に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生資材の使用 c 間伐材の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット柵工の杭については、間伐材の積極的な利用を図る。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用排分離を基本とする用排計画であるが、幹線水路に流入する雨水等は反復水としても、利用することが可能となり、適正な水循環の確保を図るとともに、適正な水利用に努める。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">廃棄物の適正処理に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生するコンクリート、アスファルト残材については、リサイクル施設へ運搬し再利用する。</li> <li>・ また、旧材として残る二次製品等についても、関係農家での再利用が図れるものについては、聞き取りなどを行い廃棄物の発生抑制・減量化を図る。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">周辺環境への負荷の低減に努めること</p> <p style="text-align: center;">a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護</p>	<p>工事対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事施工にあたっては、降雨時に濁水が流出しないよう濁水防止施設を設置し、濁水防止に努める。</li> <li>・ 地区周辺には、宅地等も含まれる為、重機の使用については、騒音・振動の少ない建設機械を使用する。</li> </ul>

(2) 人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
<p>貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること</p>	<p>a 野生生物の育成・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用</p> <p>b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など</p> <p>c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林緑の復元など</p> <p>d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保</p> <p>e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</p>	<p>貴重な野生生物が生息しているというデータはないが、詳細については事業採択後調査を行うこととする。</p> <p>地区外周部は排水路を敷設する区間が長く、野生生物の生息環境を分断することが予想されるため、詳細設計を行う際、野生生物の確認が認められた場合、下記のように配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 耕畔道路、渡版などにより、野生生物の移動性を確保する。</li> <li>2 側溝等に転落した動物が脱出できるための斜路を設置するなど工法導入を考慮する。</li> </ol> <p>貴重な植物は分布していないが、詳細設計時に貴重な植物が確認された際には、保護する計画とする。</p>
<p>地形・地質等の改変の抑止に努めること</p>	<p>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</p> <p>b 山地地域にあっては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>c 平地・丘陵地域にあっては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</p> <p>d 市街地地域にあっては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</p> <p>e 沿岸地域にあっては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の地形勾配は、一部 1/30 の部分もあるが、平均的に 1/200 程度で比較的緩やかであることから、地形・地質の大きな改変は伴わない。また、掘削で生じる残土が発生した場合は、地区内利用するようにする。</li> <li>・河川改修による発生残土については、周辺農地が低地湿地であることから、ほ場整備事業の基盤用土として利用し、良質な発生土については支線農道盛土として、利用する。</li> </ul>

(3) やすらぎと潤いのある快適な環境の創造への配慮

<p style="text-align: center;">環境配慮事項</p> <p style="text-align: center;">主な環境配慮の視点</p>	<p style="text-align: center;">講じようとする環境配慮の内容又は方針</p>
<p>現存する植生の保全と活用に努めること</p>	<p>計画地区内については、全域改変するが、田面に表土を再利用することから、現存植生の復元は可能と考える。希少な植物が発見されたときには、移動させ保護するよう努める。</p>
<p>緑化につとめること</p> <p>a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化 b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備 c 周辺との連続性に配慮した緑地の配置</p>	<p>排水路、道路の法面保護については床土を再利用し、人工芝（天然芝）を利用することから緑化に努めることとする。</p>
<p>地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること</p> <p>a 良好な自然景観の保全・復元 b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出 c 景観に配慮した建築物等の建設 d 郷土景観との調和</p>	<p>当該事業は、水田の整備であり、周辺部の改変が行われないうちから、現存する自然景観の保全は保持できるものと考えている。</p>
<p>親水空間等の整備・創出に努めること</p> <p>a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出 b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出 c 海岸・港湾等における親水空間の整備・創出</p>	<p>本事業により、河川を拡幅する計画であるが、暫定の土水路であり親水空間を創出するものとなる。</p>
<p>歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること</p> <p>a 埋蔵文化財の保全 b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備</p>	<p>工事前に埋蔵文化財の調査を行い埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。</p>
<p>電波障害・日照障害・風害の防止に努めること</p>	<p>なし</p>



( 4 ) ( 1 ) から ( 3 ) の環境配慮内容のまとめ

( ま と め )

事業計画に対して、次の配慮を行う

工事実施においては、降雨時に濁水を下流河川に流さないように留意する。

工事実施においては、希少な動植物が発見されたときは、保全するよう努める。

工事実施において、埋蔵文化財が出土したときは、その保全を図る。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響をできる限り低減させるものである。